

# 公的介護保険制度の創設にあたって お願い

平成8年8月5日  
全国社会福祉施設経営者協議会

本会は、公的介護保険制度の創設について、昨年末、「公的介護保険制度に対する当面の見解」として要望いたしました。さらに今般、厚生省から示された「介護保険制度案大綱」及び「介護保険法案要綱」につきまして、本会としてもこれまで論議を重ねてまいりました。

言うまでもなく、介護保険制度の創設にあたっては、高齢者本人の意思が尊重され、社会福祉分野で培われてきた技術や知識が活かされる制度体系、内容が必要であると考えています。

つきましては、厚生省における介護保険制度の今後の検討に際し、とくに次の事項について実現されるようお願いいたします。

記

1. 国民に、介護保険制度に対する不安を与えないため、「居宅サービス」と「介護施設サービス」を同時に施行すること。
2. 「介護給付費」の額を設定するにあたっては、現行水準の確保はもちろん、今後、高齢化の伸展に伴い重度化が一層すすむなかで、国民が望む介護サービスを提供するため、例えば、特別養護老人ホームの人員配置増等について特に配慮した水準を設定すること。
3. 介護サービスの整備を促進し、利用者に公正なサービスが提供される体系を確立するため、すべての自治体が責任をもって介護保険制度に取り組むこと。
4. 介護保険制度の実施・運営にあたっては、老人保健福祉審議会に、福祉施設の経営主体である社会福祉法人の代表者をも新たに参画させること。